



特別徴収への切替申請書

T		-		-	
---	--	---	--	---	--

I	F	給与所得者	◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 ー													
					フリガナ														
					名称 (代表者の職氏名)														
					法人番号 ^{※1}														
					特別徴収義務者 指 定 番 号	新													
					大和市から特別徴収義務者に指定されていない場合は記入不要														
					納入書が必要です					要					不要				
					担当者 連絡先	所属													
						氏名													
						電話													
					第 期 以降の普通徴収分を（下表参照）														
					第 月分（ 月 日 納期限分） から特別徴収を開始します。（注意事項3参照）														
					※納期限を過ぎた普通徴収分は、特別徴収へ切り替えることができません。 納期限に余裕をもって当市へ届くようにしてください。														
					通知発送前の 月割額の連絡	必要					月 日までに通知書が必要 (通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します)								

大和市が受領した日 ^{※2}	特別徴収へ切替できる納期
～ 6月末日（第1期納期限）	1期 2期 3期 4期
～ 8月末日（第2期納期限）	2期 3期 4期
～ 10月末日（第3期納期限）	3期 4期
～ 1月末日（第4期納期限）	4期

※市町村記入欄	先行送付簿	記載済	仮通知書	発送済	納付書	期～	期分同封あり

<注 意 事 項>

- 過去の年度の普通徴収については、特別徴収へ切り替えることができません。
- 二重納付防止のため、ご本人宛に送付された普通徴収の納付書を添付してください。ただし、既に納付した期の領収証はご本人が大切に保管するようお願いください。
- 大和市からの特別徴収税額の通知書発送は、この申請を受領した日より最大で約1ヶ月後となりますので、特別徴収の開始月は、特別徴収税額の通知書発送予定日（申請受領後、最大約1ヶ月）と貴事業所の給与計算締切日等を考慮して記入してください。
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。

※1 個人事業主の方は、個人番号の記入は不要です。
※2 納期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日の場合には、金融機関の翌営業日が納期限となります。

【提出先】 〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間一丁目1番1号 大和市役所 本庁舎2階 市民税課（受付時間：平日8:30～17:00）